

令和7年 上里町教育委員会 第4回 定例会会議録

上里町教育委員会

令和7年第4回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 令和7年4月25日（金）午前9時30分

場 所 上里町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 事

- （1）議案第17号 令和7年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- （2）議案第18号 令和7年度奨学資金貸付選考における意見について
- （3）議案第19号 学校医の委嘱について
- （4）議案第20号 上里町学校給食費補助金交付要綱について
- （5）そ の 他

4 教育長報告

5 その他の事項

次回の教育委員会日程について

日 時 令和7年 5月 日（ ） 時 分

場 所 上里町役場 3階

6 閉 会

【 休 憩 】

- 新任職員の紹介（係長級以上）
- 教育委員会報告・連絡会議

令和 7 年第 4 回上里町教育委員会会議録

招集月日		令和7年 4月25日（金）			招集場所		上里町役場 3階 教育委員会室				
会議日程		開 会		午前 9時30分			閉 会		午前9時51分		
招集者及び宣告者			教育長 齊藤 雅男				議 長		教育長 齊藤 雅男		
委員出席状況	教 育 委 員				説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	教育総務課長			及 川 慶 一		
	教 育 長		○ 齊 藤 雅 男			教育指導課長			櫻 井 達 夫		
	委 員		○ 高 階 良 雄			生涯学習課長			須 藤 秀		
	委 員		○ 阿久戸 嘉彦			教育総務課長補佐			吉 村 香 織		
	委 員		○ 池 田 浩 美								
	委 員		○ 岡 村 和 美								
	※出席者○印・欠席者×印										
会議進行状況	1. 開会										
	教育長				＜挨拶・開会宣言＞						
	2. 前回会議録の承認				前回会議録の確認をお願いいたします。ご不明な点等ございましたら						
	教育長				ご発言願います。						
	委員				＜特になし＞						
	教育長				特に無いようですので、前回の会議録については、ご承認頂けたものといたします。事務局は手続きをお願いします。今回の会議録署名委員は、池田委員をお願いいたします。						
	3. 議事										
	教育長				それでは、本日の議事に入りたいと思います。						
					本日は 議案が4件となります。なお、議案第17号、議案第18号は、個人情報が含まれる内容でありますので、会議の内容を非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。						
	委員				＜了解＞						
教育長				議案第17号、議案第18号につきましては、会議の内容を非公開とさせていただきます。それでは、「 議案第17号 令和7年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について」を議題といたします。							
				事務局、説明をお願いします							

会 議 進 行 状 況	教育総務課長補佐	議案第１７号「令和７年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」をご説明申し上げます。
		提案理由でございますが、要保護及び準要保護児童生徒を認定し、学校運営の円滑化を図るため、本案を提出するものであります。
		概要及び内容について、ご説明申し上げます。
		概要でございますが、令和７年３月１６日から４月１５日までに申請のありました、新規の申請者について、上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第５条に基づき、認定を行うものであります。
		認定区分が『準要保護』の新規申請 ５件 ８名であります。
		なお、本案の認定開始は、令和７年 ４月 １日からとなります。
		<申請者の詳細説明内容・質疑応答の内容は非公開>
		以上で、令和７年度 要保護及び準要保護児童生徒の認定についての、提案及び内容説明とさせていただきます。
		慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか？
	委員	<特になし>
	教育長	議案第１７号の件につきましては、事務局提案のとおり決することよろしいでしょうか。
	委員	<了承の声>
	教育長	ありがとうございます。議案第１７号は、事務局提案のとおり決定されました。
		続きまして、議案第１８号「令和７年度奨学資金貸付選考における意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
	教育総務課長補佐	議案第１８号「令和７年度奨学資金貸付選考における意見について」をご説明申し上げます。
		提案理由でございますが、上里町長より令和７年度上里町奨学資金貸付申請について、教育委員会の意見を求められたので、本案を提出するものであります。
		概要及び内容について、ご説明申し上げます。

会		はじめに、概要でございますが、申請された者の実情を上里町奨学資金貸付条例第2条の要件により調査した結果について、同条例第3条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものであります。
		続きまして、内容でございます。申請件数は一覧表のとおり1件であり、認定であります。
		<申請者の詳細説明内容・質疑応答の内容は非公開>
		以上で、令和7年度奨学資金貸付選考における意見についての提案及び内容説明とさせていただきます。
		慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
議	教育長	委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか？
	委員	<特になし>
進	教育長	議案第18号の件につきましては、事務局提案のとおり決することよろしいでしょうか。
	委員	<了承の声>
行	教育長	ありがとうございます。議案第18号は、事務局提案のとおり決定されました。
		続きまして、議案第19号「学校医の委嘱について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
状	教育総務課長補佐	議案第19号「学校医の委嘱について」の提案説明を申し上げます。
		提案理由でございますが、上里町立上里中学校学校医の謝敷佳伸氏が3月31日をもって辞任したことに伴い、一般社団法人本庄市児玉郡医師会より新たに後任の推薦があったため、委嘱を行いたく、本案を提出するものでございます。
況		概要でございますが、学校保健安全法第23条第1項及び第2項において、学校には学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を配置することと規定されていることから、現任者の辞任により新たな学校医の委嘱が必要となったため、本案を提出し議決を求めるものでございます。
		次に内容でございます。委嘱者であります、氏名、南雲左江氏、勤務先、上里内科クリニック、生年月日及び住所は記載のとおりでございます。委嘱年月日は令和7年5月1日、勤務校は上里町立上里中

会		学校でございます。
		以上で、学校医の委嘱についての提案及び内容説明とさせていただきます。
		慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
議	教育長	委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか。
	委員	<特になし>
	教育長	議案第 19 号の件につきましては、事務局提案のとおり決すること でよろしいでしょうか。
進	委員	<異議なし>
	教育長	ありがとうございます。議案第 19 号は、事務局提案のとおり決定 されました。
		続きまして、議案第 20 号「上里町学校給食費補助金交付要綱につ いて」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
行	教育総務課長補佐	ご提案申し上げました、議案第 20 号「上里町学校給食費補助金交 付要綱について」の提案および内容についてご説明申し上げます。
		提案理由でございますが、公立小中学校等で就学する児童生徒の保 護者が負担する給食費の一部について、上里町学校給食費補助金を交 付することにより、上里町の教育の進展を図るため本案を提出するも のでございます。
		次に内容についてご説明させていただきます。
状		第 1 条では、本要綱の目的を規定しており、公立小中学校等で就学 する児童生徒の保護者が負担する給食費の一部について、上里町学校 給食費補助金を交付することにより、上里町の教育の進展に寄与する ことを目的としております。
		第 2 項では、補助金の交付に関しては、上里町補助金等の交付手続 等に関する規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとして おります。
		第 2 条では、用語の意義について規定しており、(1)として公立小 中学校等は、公立の小中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部 としております。(2)として児童生徒は、町内に住所を有し、公立小
況		

会	中学校等に就学する児童生徒としております。（３）として保護者は、
	町内に住所を有し、（２）の児童生徒と生計を一にする者で、かつ、当該児童生徒の給食費を負担する義務を有しているものとしております。（４）として町税は、上里町税条例第３条に規定する各税及び上里町国民健康保険税条例に規定する国民健康保険税としております。（５）として給食費は、公立小中学校等において提供された給食及びアレルギー等の理由により持参している弁当に対する経費について、前号の保護者が負担するものとしております。
議	第３条では、補助金の交付対象者を規定しており、交付対象者は児童生徒の保護者であって、生活保護、就学援助等の公的扶助制度により、給食費に相当する額の給付を受けていないこと及び世帯全員の町税及び給食費に未納がないこととしております。
	第４条では、補助金の対象期間を規定しており、毎年４月から翌年３月までとしております。
進	第５条では、補助金の額を規定しており、本庄上里学校給食組合学校給食運営計画で定める給食費の３分の１相当額とし、別表第１に定める金額を上限額とする。
	第２項では、前項の補助金は、年度途中の転入、転出及び給食停止等があった場合は、給食提供日数に応じて算出するとしております。
行	第６条では、補助金の交付申請について規定しており、補助金の交付を受けようとするときは、上里町学校給食費補助金交付申請書兼請求書を町長が指定する期日までに提出しなければならないとしております。
	第２項では、前項の申請は、電子による方法により申請できるとしております。
状	第７条では、補助金の交付決定について規定しており、町長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定するものとしております。
	第２項では、町長は前項の審査により、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、上里町学校給食費補助金不交付決定通知書を当該交付対象者に通知するものとしております。
況	第８条では、補助金の交付手続について規定しており、当該交付対象者の口座への振込をもって補助金の決定及び確定とし、決定通知や実績報告及び確定通知は省略するものとしております。
	第９条では、その他として、この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

会 議 進 行 状 況		附則は、この告示は、公示の日から施行し、令和7年4月1日から適用するとしております。
		次の別表第1は、第5条でご説明いたしました補助金額でございます。学年により年額給食費が違うことからそれに合わせた設定としております。
		様式第1号は、第6条でご説明いたしました申請書兼請求書でございます。申請書と請求書を兼ねた様式とし、審査及び交付にあたっての同意書も記載しております。これにより、住民票や納付状況のわかる書類の提出等を省略することができるものとなっております。
		様式第2号は、第6条第2項でご説明いたしました不交付決定通知書でございます。例えば補助要件となっている、町税の未納があった場合がこれにあたります。
		以上で、上里町学校給食費補助金交付要綱についての提案及び内容説明とさせていただきます。
		慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか。
	委員	<特になし>
	教育長	議案第20号の件につきましては、事務局提案のとおり決すること でよろしいでしょうか。
	委員	<異議なし>
	教育長	ありがとうございます。議案第20号は、事務局提案のとおり決定 されました。
		続きまして、「その他」ですが、委員の皆様から何かご提案等ござい ますか。
	委員	<特になし>
	4. 教育長報告	特に無いようですので、教育長報告に移らせていただきます。前回 の定例教育委員会以降から5月1日までの行事等についてです。4月 1日は新たな職員への辞令交付がありました。4月8日は小中学校の 入学式ですが、皆様にはご出席いただきありがとうございました。4

会 議 進 行 状 況		月 9 日児玉地区教育委員会連合会理事会が美里町でありました。今後は上里町が担当となり高階委員が委員長となります。 4 月 1 0 日第 1 回校長会が開催されました。 4 月 1 5 日埼玉縣市町村教育長研究協議会が浦和で行われました。 4 月 1 4 日から昨日まであいさつ運動が各小中学校で行われ、町長、委員会で参加しました。 4 月 2 3 日は、 6 月補正予算のヒアリングがありました。 4 月 2 5 日は本日の定例会、来週月曜日はSALA七本木、レクリエーション協会の評議会があります。 5 月 1 日は議会全員協議会、それに続き臨時議会が開かれます。
		以上、教育長報告とさせていただきます。
	5. その他の事項	
	教育長	続きまして、その他の事項としまして、委員の皆様から何かございますか。
	委員	<特になし>
	教育長	ないようですので、最後に次回の定例教育委員会の日程をお諮りいたします。 5 月 2 7 日（火）午前 9 時 3 0 分からお願いしたいと思いますが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。
	委員	<了解>
	教育長	では、次回の定例委員会は、 5 月 2 7 日（火）午前 9 時 3 0 分から、3 階の教育委員会室で行います。
	6. 閉会	
	教育長	本日の議事につきましては、すべて終了いたしました。
		以上で、 4 月の定例教育委員会を閉会とさせていただきます。
		会議録署名人（教育長）
		会議録署名人（委員）
		会議録調製者（教育総務課長） 及川 慶一